

# 第1編 総論

## 第1章 計画作成の趣旨

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。また、市としても非核平和都市を宣言し、真の恒久平和の実現を求め、非核平和事業に取り組んでいる。しかし、こうした努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

市は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び三条市国民保護計画の位置付け

#### (1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

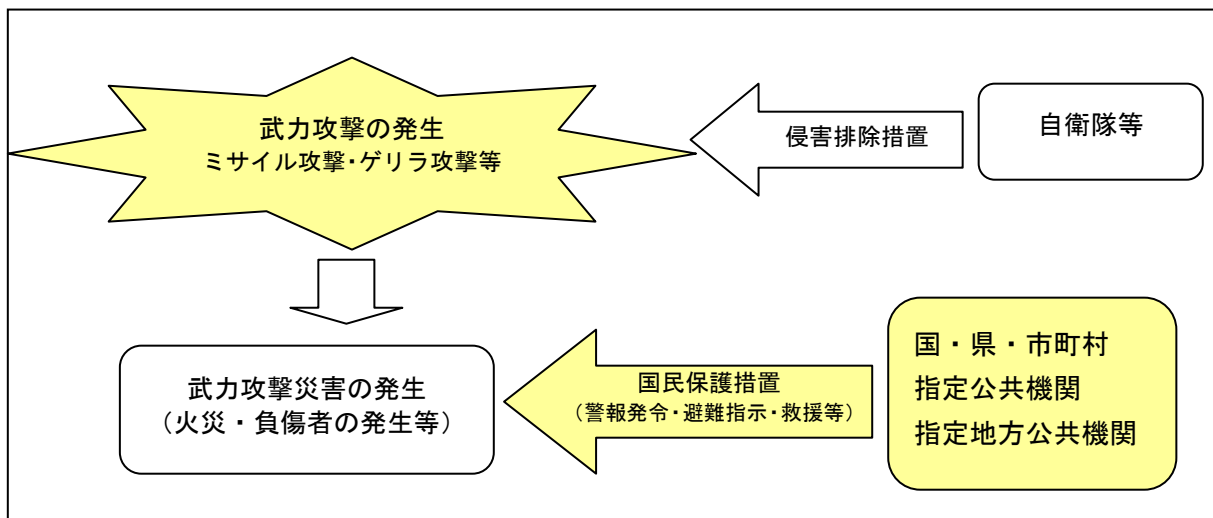
#### (2) 市国民保護計画の位置付け

市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づいて作成するものであり、本市における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 【武力攻撃事態における国民保護の位置付け】



## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え等予防に関する計画
- 第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画
- 第4編 復旧に関する計画等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

## 3 三条市地域防災計画との関連

三条市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から住民等の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて、市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

計 画	根 拠 法	対 象
国民保護計画	国民保護法	武力攻撃事態等及び緊急処理事態
地域防災計画	災害対策基本法	地震、風水害などの自然災害、大規模な火災等

## 4 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、三条市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

## (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、及び公表する。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

## 5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

### 【計画関連】

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
対策本部長	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる武力攻撃事態等対策本部長
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
住民等	市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のこと

### 【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤又は化学剤を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡若しくは負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

#### 【避難・救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報
警戒区域	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域
退避の指示	都道府県知事及び市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む。）の指示
災害時要援護者	災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等のこと

#### 【関係機関・施設関連】

用語	意義
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定により、政令で定められた国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省の27機関

指定地方行政機関	<p>事態対処法第2条第5号の規定により、政令で定められた国の地方機関</p> <p>沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の26機関</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関</p>
生活関連等施設	<p>発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの</p>

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、次のとおり定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 住民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### (7) 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法\*の的確な実施を確保する。

\*国際人道法…人道的観点から武力紛争において遵守すべき国際法規範であり、具体的には傷病者や捕虜等の戦争犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ諸条約等をいう。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 初動体制の充実

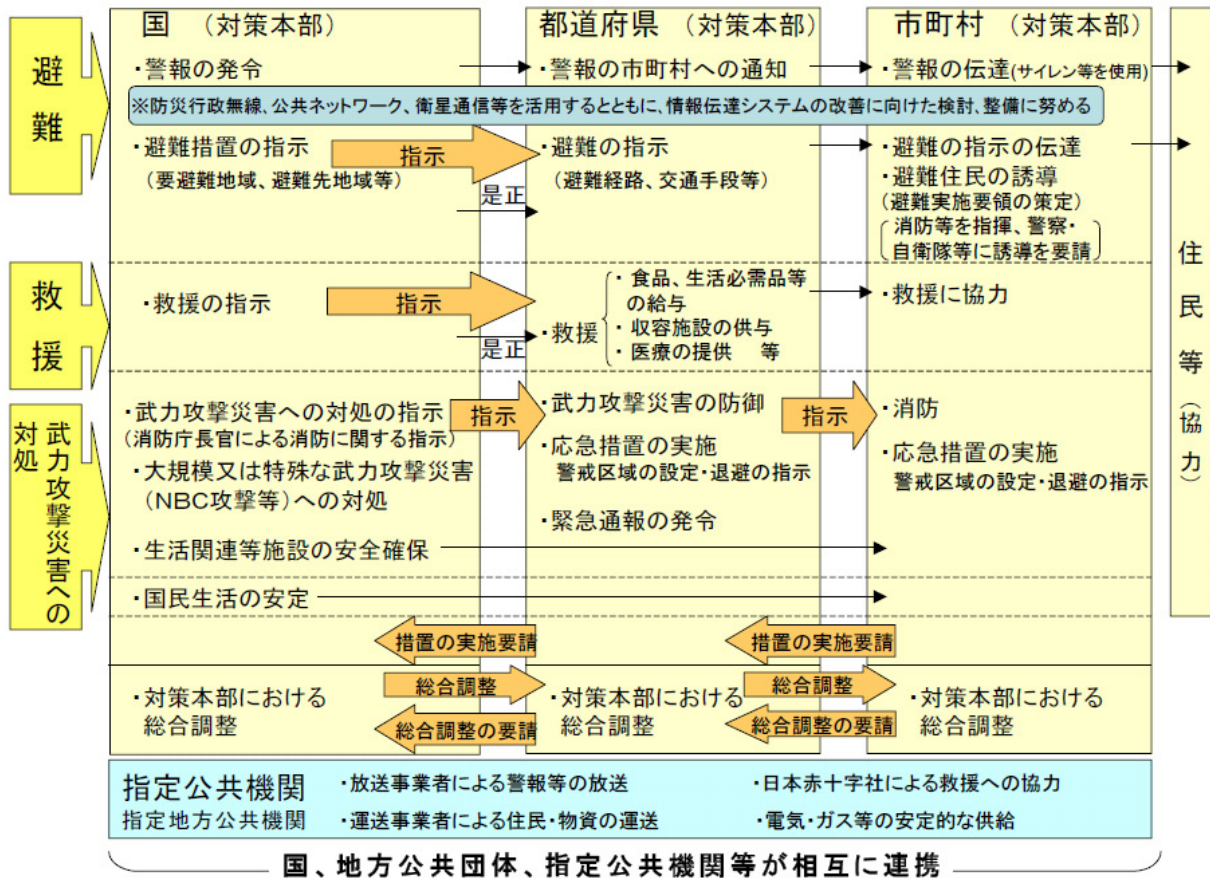
市は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに国、県及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

### 第3章 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割等をあらかじめ把握する。

※ 国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりとなる。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



#### 1 関係機関の責務

##### (1) 三条市

市は、武力攻撃等から三条市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民等の協力を得て、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、並びに三条市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。



## (2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、国民保護法及びその国民保護業務計画で定めるところにより、自ら国民保護措置を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力することとされている。

## 2 各機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
三条市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民保護計画の作成</li><li>2 国民保護協議会の設置・運営</li><li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置・運営</li><li>4 組織の整備、訓練</li><li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li><li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li><li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li><li>8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li><li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li></ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民保護計画の作成</li><li>2 国民保護協議会の設置・運営</li><li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置・運営</li><li>4 組織の整備、訓練</li><li>5 警報の通知</li><li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li><li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li><li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li><li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li></ol>

	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
信越総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ul>
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ul>

**【指定公共機関及び指定地方公共機関】**

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</li> <li>2 旅客及び貨物の運送の確保</li> </ul>
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</li> </ul>
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、港湾、空港の管理者	1 道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救援への協力</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</li> </ul>
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</li> </ul>

## 第4章 三条市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

### 1 地形

本市は、新潟県のほぼ中央部、越後平野の南部に位置し、西に燕市、北に加茂市、新潟市、南に長岡市、見附市が隣接している。東部には山岳地帯の緑豊かな森林が福島県境まで伸び、そこを水源とする五十嵐川が市域を横断し、また北西部には信濃川が流れ、平野部はこの2大河川が形成する沖積平野が広がり、果樹栽培や稲作を中心とした豊かな穀倉地帯が広がっている。

地形は、平野部において標高 6.1m から 12.5m と、越後平野の中にあつては平均より高い位置にある。高低差は少なく、全体として南部から北部へ緩やかに傾斜している。山岳地帯は急激に傾斜度が高くなっており、大起伏丘陵地帯として区分され、一部では地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている。

河川の状況は、市の西部を蛇行しながら南から北へ流れる信濃川と、東部から西部へ市を二分して貫流し信濃川に注ぐ五十嵐川のほか多数の中小河川がある。

平野部の地質は、砂、泥、礫層からなる沖積層に重粘土が加わった重層地質となっている。

位 置	東経 138° 57'	北緯 37° 38'
面 積	432.01 km <sup>2</sup>	
広 ぼ う	東西 37.47 km	南北 31.56 km

### 2 気象・気候

#### (1) 通年の気象状況

本市の気候は、典型的な日本海側気候を呈し、春は移動性高気圧に覆われて安定した晴れの日が多いが、梅雨期間の後半は前線の影響を受けやすく大雨のおそれがある。

夏は高温多湿で、台風の来襲は少ないが、台風が日本海を通過するとフェーン現象により東の風が吹き込み高温と乾燥をもたらす。

秋は、秋雨前線が停滞し、台風の北上と重なると大雨になることが多く、9月半ばから10月に秋の長雨となることがある。

冬は、西高東低の気圧配置となり、北西の季節風が強く、大陸の優勢な高気圧が日本の南海上に張り出すと里雪型となり大雪のおそれがある。特に、東部の山沿いでは降雪量が多くなる。

また、本市の近年の気象状況は、次のとおりである。

三条市の気象状況（平成10年から平成19年三条市消防本部観測）

平均気温	13.6℃	最多風向	南南西
最高気温	38.9℃	平均風速	2.5m/s
最低気温	-12.1℃	瞬間最大風速	36.6m/s
平均年間降水量	2,365.3 mm	平均年間降雪量	226 cm

## (2) 降雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海をわたるとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

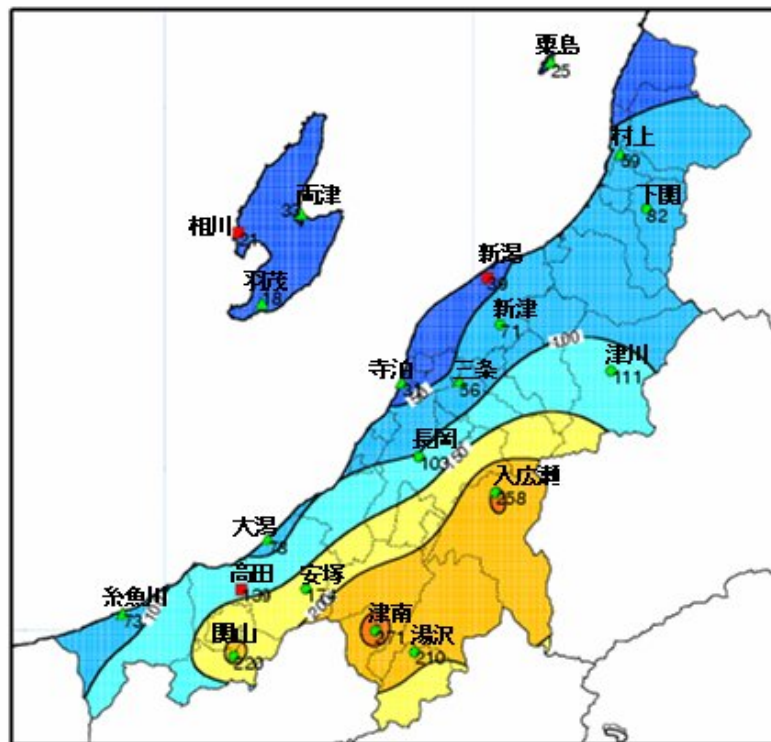
この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

本県の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

図-1は、本県の最深積雪の平年値を示したものである。上中越の山沿いでは2メートルを超えるところもある。

近年では、1984年（昭和59年）に上・中越の山沿いで積雪が5メートルを超える記録的な大雪となり、本市においても昭和59年12月30日に最大積雪量121センチメートルが記録された。

### 【最深積雪平年値分布】



統計期間：気象官署 [○] 1971~2000年、アメダス [◐] 1980~2000年、  
委託観測所 [●] 1978~2000年

資料：新潟地方気象台

## 3 人口の状況

平成17年国勢調査による本市の人口は、104,749人（世帯数31,185世帯）で、県人口の4.3%を占めている。ほぼ順調に増加してきた本市人口も、昭和60年の調査をピークに毎回減少している。

人口密度では、1 km<sup>2</sup>当たり242人で、新潟市、燕市、見附市、長岡市、小千谷市、阿賀野市に次いで県内7番目となっている。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）は14.0%と顕著に減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）も62.4%と減少傾向をたどっている。その一方、老年人口（65歳以上）は23.6%と年々増加が続いており、高齢化が進んでいる。

#### 4 道路の位置等

道路は、北陸（関越）自動車道が整備され、三条燕インターチェンジが開設している。

主要広域幹線道路には、新潟市や長岡市、さらには首都圏、関西圏とを結ぶ国道8号、燕市や下田地区、将来的には、福島県いわき市とを結ぶ国道289号、加茂市、新潟市方面と長岡市、小千谷市方面とを結ぶ国道403号、見附市、長岡市とをつなぐ県道長岡見附三条線がある。現在、国道8号の拡幅整備、国道289号の県境区間の開設及びバイパス計画、国道403号のバイパス計画等が進められている。

また、これらの広域幹線の整備に対応して、主要都市幹線である南北縦貫道路等の都市計画道路の整備も推進中である。

#### 5 鉄道の位置等

市内に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社であり、首都圏と直結する上越新幹線が整備され、燕三条駅が開設されている。また、新潟市から関西圏につながる信越本線、上越新幹線と信越本線に連絡する弥彦線があり、弥彦線は市街地においては高架となっている。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態の概要等

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。

また、緊急対処事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

市国民保護計画においては、次のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。なお、実際の場合では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

### 1 武力攻撃事態の類型

#### (1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### (2) グリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動の予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

#### (3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

#### (4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時

間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

## 2 緊急処理事態の種類

### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊といった事態例がこれに当たり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

### (2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれに当たり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなることが想定される。

### (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれに当たり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

### (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれに当たり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。